



2026年度 団体保険のご案内

契約概要・注意喚起情報

お申込みにあたっては契約概要および注意喚起情報を必ずご確認ください。

3 大疾病保障共済制度

[事業所一括加入型（会社掛）]

団体 3 大疾病保障保険



この保険は福利厚生制度の一環です。

加入コースと掛金は巻末をご覧ください

この保険のポイント



お手頃な掛金

3 大疾病が対象のシンプルな保障と、全国団体の
スケールメリットにより、お手頃な掛金となって
います。



掛金は損金算入可能

少ない負担で全員分の 3 大疾病への保障が準備
できます。



簡単なお手続き

対象者の同意と告知があれば加入（増額）の
お申込みができます。



多彩な付帯サービス

- 早期発見・安心納得の治療に役立つ
「人間ドック紹介予約サービス」
「がんセカンドオピニオンサポートサービス」
- 復職支援プログラム
「CancerWith for 住友生命」
オンラインがん相談サービス
「Mystar」
重症化予防支援サービス（急性心筋梗塞・脳卒中）
- New!!2026年1月～**
■ “仕事と介護の両立”をサポートする
「あすのえがお for Biz」

更新月

手続内容	効力開始日	日本税協連福祉会事務局書類必着日
追加加入・増額・減額・預金口座変更・脱退	5月1日	3月31日

例月

手続内容	効力開始日	日本税協連福祉会事務局書類必着日
追加加入・増額・減額・預金口座変更	毎月1日	前月10日
脱退	毎月1日	前月20日

なお、締切日を過ぎた加入・脱退等の手続きは次回の加入日・脱退日扱いとなりますので、手続きは速やかに
お願いいたします。

また、締切日が土曜・日曜・祝日と重なる場合は、前営業日に繰り上がりますのでご注意ください。

申込書提出先

日本税協連福祉会

事務委託 日本税理士協同組合連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館 4 階

TEL 03-5740-0920 FAX 03-5740-0921

品名コード:102-375

CG2025-0662

本パンフレットについて

お申込みにあたって、商品内容や生命保険に関する基本的な内容（諸制度や手続き等）をご理解いただくために、ご案内しています。

団体 3 大疾病保障保険

契約概要

▶ P1

個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。

- ・商品のしくみと特徴
- ・主な支払事由と制限事項
- ・保険金額、掛金、保険期間 等

注意喚起情報

▶ P6

生命保険一般についての基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

- ・告知義務制度
- ・保障の開始時期
- ・保険金が支払われない場合 等

支払に関する補足説明

▶ P9

保険金が支払われる際の事例や各保障内容の詳細を記載しています。

- ・保障内容の補足説明
- ・保険金の支払の具体例 等

◆ご意向（ニーズ）確認のお願い

お申込みにあたっては、本パンフレットをご覧ください、保障内容、掛金、保険金額、保険期間、配当金の有無などが自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。

◆パンフレット保管のお願い

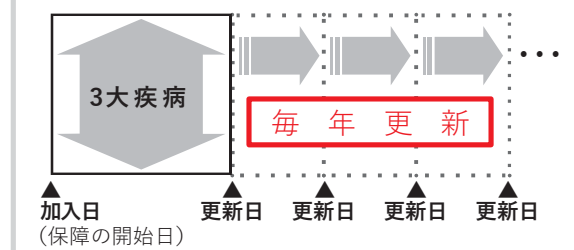
ご加入内容の確認が必要な時にいつでも参照できるように、次回更新時まで本パンフレットを必ず保管してください。

契約概要

〈1〉 団体 3 大疾病保障保険のしくみ

- 会員事務所の所属員などに 3 大疾病に対する保障をご準備いただくため、福利厚生制度の一環として運営されます。福利厚生制度の変更などによって、契約内容が変更されたり、制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 希望される会員および会員事務所が加入でき、会員事務所の所属員など加入対象者全員のお申込みをしていただきます。
- 掛金は会員事務所にご負担いただきます。
- 保険期間は 1 年ですが、加入対象者である限り、自動更新（継続）されます。現行の保障内容と同額以下で継続する場合は、健康状態の告知は不要です（増額する場合は、告知が必要です）。

保障の更新イメージ



〈2〉 加入対象者 ※更新日時点の年齢です。

日本税協連福祉会の会員および会員事務所の役員・従業員、事務局専従役職員で
新規加入・増額は満14歳6か月超75歳6か月以下
継続加入は満80歳6か月以下の方
(パートは社会保険加入等定着性がある場合可。アルバイトは除きます。)



加入に際しての留意事項がありますので、必ずご確認ください。

詳細

契約概要 加入に際しての留意事項

▶ P4

〈3〉更新日、加入日（保障開始日）、保険期間

〔更新日〕 5月1日

〔加入日（保障開始日）〕 毎月1日

〔保険期間〕 更新日から2027年4月30日までの1年間

※保険期間途中の加入者は、加入した日から保険期間末日までが、初年度の保険期間となります。

※お申し出がない場合には、毎年更新日に自動更新されます。

〈4〉支払われる保険金（保障の内容）

■ 3大疾病保険金（注1・注2）

疾病	支払対象となる場合
がん〔悪性新生物〕（注3）	加入者が保険期間中（ただし加入日から起算して90日以内を除く）に、生まれて初めて所定のがん〔悪性新生物〕（※）になったと医師によって診断確定（注4）されたとき。
急性心筋梗塞（注5）	加入者が加入日以後の疾病を原因として保険期間中に発病した所定の急性心筋梗塞（※）により、次のいずれかに該当されたとき。 ア．急性心筋梗塞の治療を直接の目的とする手術（※）を受けられた。 イ．初診日（注6）から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された。
脳卒中	加入者が加入日以後の疾病を原因として保険期間中に発病した所定の脳卒中（※）により、次のいずれかに該当されたとき。 ア．脳卒中の治療を直接の目的とする手術（※）を受けられた。 イ．初診日から起算して60日以上、言語障害・運動失調・まひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された。

（注1）死亡や高度障害の保障はありません。

（注2）いずれかの疾病によって保険金が支払われた時点でその加入者の保障は終了し、再加入はできません。

（注3）上皮内新生物、悪性黒色腫以外の皮膚がん〔悪性新生物〕は支払対象となりません。

（注4）診断確定とは、医師によって「病理組織学的所見（生検）等により診断確定された」ことを指します。

（注5）狭心症等は支払対象となりません。

（注6）初診日とは、診察・検査・治療・投薬のいずれを問わず、初めて医師にかかって診療を受けた日をいいます。なお、何らの自他覚的症状がなく、健康診断を目的とする検査を受けたのみでは、「医師の診療を受けた」ことには該当しません。

（※）「がん〔悪性新生物〕」「急性心筋梗塞」「脳卒中」「手術」についての詳細は支払に関する補足説明をご確認ください。

詳細

支払に関する補足説明

▶ P9

同意確認・告知について

加入（増額）にあたり、加入対象者全員へ保障内容および保険金請求時の取扱いなどを確実に周知いただき、同意確認（署名）・告知をいただく必要があります。告知事項に該当し加入できなかった方については、告知事項に該当しなくなった段階で加入手続きを行っていただく必要があります。

加入日前等にごがん〔悪性新生物〕と診断確定された場合

■加入日前または加入日から起算して90日以内にがん〔悪性新生物〕と診断確定された方については、急性心筋梗塞と脳卒中の2疾病のみの保障を継続します。この場合、掛金についての変更はありません。（その後に新たにがん〔悪性新生物〕と診断確定されても3大疾病保険金は支払われません。）



保険金が支払われない場合がありますので、必ずご確認ください。

詳細

注意喚起情報 [5] 保険金が支払われない場合について

▶ P7

付帯サービス

以下のサービスを無料で利用することができます。

～治療と仕事の両立支援～

人間ドック紹介予約サービス

- 提携医療施設（全国約730機関）での人間ドックの受診を、お申し込みから予約確認まで代行するサービスです。
- 人間ドックは、通常料金の5～20%程度割引の優待料金で受診いただけます。

※割引が適用される医療機関がない地域もあります。
※同じ医療機関でも検査内容によっては割引が適用されない場合があります。

がんセカンドオピニオンサポートサービス

- がんに特化したセカンドオピニオン対応医療機関の窓口を紹介するサービスです。
- 症状やお住まいの地域に合わせた医療機関の情報を、電話にて提供します。
- ご紹介の対象となる医療機関は全国約2万機関（うち、がん拠点病院は約400機関）です。

セカンドオピニオン：がんのような大きな病気について、診療を受けている担当医ではなく、他の病院の医師に治療の進行状況や治療選択などの意見を求めること。

オンラインがん相談サービス 「CancerWith for 住友生命」

※2022年10月1日以降に、がんにより保険金が支払われた方が対象となります。

- がん患者や家族が看護師や社労士などの専門家に匿名で相談できるプラットフォームです。
- チャット方式で24時間いつでも相談可能。コンシェルジュが伴走して活用を支援します。
- 治療や副作用のことだけでなく、主治医には聞けないお金や育児、仕事、恋愛、性生活などプライベートな相談も安心して行えます。

重症化予防支援サービス「Mystar」

※2022年10月1日以降に、急性心筋梗塞・脳卒中により保険金が支払われた方が対象となります。

- 6か月間の生活習慣改善支援プログラムです。
- モニタリング機器を利用し、脈拍や歩数、塩分摂取量などのライフログを分析します。
- 分析結果をもとに、医療専門スタッフ（看護師、理学療法士、管理栄養士等）から健康づくりの伴走指導（月2回の電話面談やチャット相談等）をご提供します。

※Mystarは、全6か月のプログラムの内、最初の2か月間、無料で利用することができます。利用開始から2か月経過後も継続する場合の費用や一部オプション費用は加入者負担となります。

～仕事と介護の両立支援～

仕事と介護の両立をサポート「あすのえがお for Biz」

- 加入者やご家族の介護・老後・認知症に関する様々な悩みを、ケアマネジャー等の専門資格を持ったスタッフに、電話で相談できます。
- ご要望に応じて、介護関連サービスをご案内します。
- 現在のお悩み事に限らず、将来に向けた準備についても相談できます。
- プライバシーは厳守されますので安心してご利用ください。

※「人間ドック紹介予約サービス」「がんセカンドオピニオンサポートサービス」「Mystar」は、加入者のみ利用することができます。
※人間ドック受診料やセカンドオピニオン対応医療機関での受診料は加入者負担となります。
※「CancerWith for 住友生命」は加入者とそのご家族も利用できますが、相談は加入者の治療やライフスタイルに関する内容に限りです。
※「あすのえがお for Biz」は加入者とそのご家族（一親等内）も利用できます。専用コールセンターへの通話料は無料です。ご案内した各種サービスに利用料金が発生する場合は利用者負担となります。
※付帯サービスは以下の会社が提供します。
「人間ドック紹介予約サービス」「がんセカンドオピニオンサポートサービス」：株式会社ウェルネス医療情報センター
「CancerWith for 住友生命」：株式会社ZINE
「Mystar」：株式会社PREVENT
「あすのえがお for Biz」：株式会社ドリームキャッチャーおよび住友生命提携先の各企業
※付帯サービスは2025年12月時点のものであり、将来予告なく変更もしくは中止することがあります。
※ご利用時の照会先は、加入後にお渡しする「ご加入内容のお知らせ」にてご連絡します。

〈5〉 保険金の受取人、保険金の請求など

■保険金の受取人

加入者（保障の対象となる方）自身

■保険金の請求と代理請求

- ・ 保険金をもれなく請求していただくため、加入者の脱退（退職等）時などに、加入者に保障内容の周知とともに支払事由への該当有無の確認を行ってください。
- ・ 保険金の受取人（加入者自身）から団体を通じて保険会社への請求が必要となります。
- ・ 加入者が、傷害または疾病により請求の意思表示ができない、疾病名の告知を受けていない等により保険金を請求できないときは、代理請求人が加入者の代理人として保険金を請求できます。代理請求人は請求時において所定の要件を満たす必要があります。

■保険金をご請求される場合は、日本税協連福祉社会事務局あてご連絡ください。

代理請求人について

支払に関する補足説明 代理請求人

▶ P10

〈6〉 配当金

配当金は毎年団体ごとに保険期間（1年間）の収支計算を行い、剰余金が生じた場合に支払われます。

※将来支払われる配当金は変動し、0となる可能性もあります。

※保険期間途中で脱退された場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。

〈7〉 脱退による返戻金

この制度には、加入者が脱退された場合の返戻金はありません。

詳細

注意喚起情報 [4] この制度から脱退する場合について

▶ P6

〈8〉 引受保険会社

この制度の引受保険会社は住友生命保険相互会社です。

〈9〉 掛金の払込み

- 掛金の払込みは収納代行会社「株式会社シーエスエス」（略称C S S）に委託して、事業所ごとにご指定の金融機関預金口座より当月分掛金を当月27日（土日祝祭日の場合翌営業日）に自動的に引き落としいたします。
- 掛金の口座引き落としが不能のときは翌月27日（土日祝祭日の場合翌営業日）に2か月分の引き落としのご案内を行います。なお、2か月連続で払込みがない場合は、未入金月の1日に遡って本制度より自動的に脱退となり、保険効力も失われますのでご注意ください。



加入に際しての留意事項

- 加入対象者ではない方は加入できません。
- 万一、加入者が加入対象者ではないことが判明したときには、保険金の支払対象となる場合に該当されていても、保険金は支払われません。
- この制度における保険金の支払いが特に多い場合、割増保険料が加算されたり、加入できる保険金額が制限される場合があります。
- 満75歳6か月を超えて継続加入される方は、現行の保険金額から増額することはできません。

加入対象者について

契約概要 〈2〉 加入対象者

▶ P1

税務について

※個別の税務取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。記載の内容は、2024年10月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

■掛金の税務 ＜事業主が掛金を負担した場合＞

福利厚生費として全額損金（必要経費）に算入できます。加入者に対して給与として課税されることはありません。

※ただし、個人事業主が本人および事業主と生計を一にする親族にかかる掛金を負担した場合は、掛金のうち保険料（配当金がある場合は配当金を差し引いた金額）が介護医療保険料控除の対象となり、所得税および住民税が軽減されます。上記以外の掛金は生命保険料控除の対象外となります。

■保険金の税務 ＜事業主が掛金を負担した場合＞

加入者が受け取られた保険金は、所得税法上全額非課税となります。

注意喚起情報

※お申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申込みください。
※生命保険一般についての基本的な内容や制度などを記載しています。個別の保障内容は「契約概要」に記載しておりますのでご確認ください。
※増額を申し込む場合は、本文中の‘加入’を‘増額’と読み替えてください。

[1] 申込み時／クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は団体（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

[2] 申込み時／告知に関する重要事項について

◎健康状態などについてありのままを正しくお知らせください（告知義務）

加入申込者には、現在および過去の健康状態などについて正しく告知していただく義務があります。加入申込時に告知欄に反映いただいた内容が告知となります。

- ・生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。
- ・初めから健康状態の良くない方などが無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。
- ・加入のお申込みにあたっては、加入申込時に告知欄で生命保険会社がたずねることについて、過去の病歴、現在の健康状態など、事実をありのままに正しくお知らせ（告知）ください。

※告知事項に該当しない場合でも、生命保険会社が保有するお客さま情報により加入できない場合があります。

◎口頭で伝えられても告知いただいたことにはなりません

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者など）および契約者である団体の事務担当者などには告知を受ける権限がないため、口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことにはなりません。告知にあたっては、加入申込時に告知事項を必ずご確認ください、確認した結果を告知欄に反映してください。



◎正しく告知されないと保険金が支払われない場合があります

告知していただくことがらは、加入申込時の告知事項に記載されています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」として保険金が支払われないことがあります。

※なお、上記の場合以外にも、加入時の状況などにより保険金が支払われない場合があります。
告知義務違反の内容が特に重大なときは、詐欺による取消しを理由として保険金が支払われないことがあります。
この場合、以下の取扱いとなります。
・告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。
・すでに払い込んだ保険料は返金されません。

[3] 申込み時／責任開始期について

ご提出いただいた加入申込内容に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である団体の事務担当者などには、保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

[4] 加入後／この制度から脱退する場合について

死亡された場合、保険金が支払われた場合、または加入対象者ではなくなった場合、この制度から脱退となります。

※次のような場合には、脱退（加入者自身の希望による脱退は除く）した後でも、初診日が保険期間中にあれば、保険金の支払対象となることがあります。

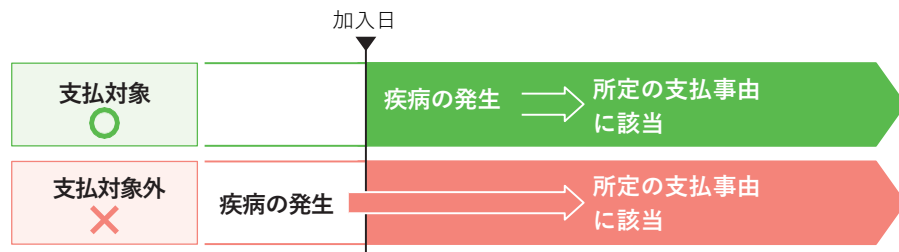
- ・急性心筋梗塞：初診日から起算して60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断された場合
- ・脳卒中：初診日から起算して60日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断された場合

[5] 請求時／保険金が支払われない場合について



次のような場合には、**保険金が支払われないことがあります。**
(保険金を途中で増額された場合は、増額部分にも適用されます。)

- 生まれて初めてのがん〔悪性新生物〕でない場合
- 上皮内がん・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん・加入日から起算して90日以内に診断確定されたがん〔悪性新生物〕等、所定のがん〔悪性新生物〕に該当しない場合
- 所定の急性心筋梗塞および脳卒中に該当しない場合
- 急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金の支払いは、所定の支払事由の原因となる疾病が加入日以後に生じた場合に限りです。原因となる疾病が加入日より前に生じていた場合は、支払いの対象となりません。



- 契約者または加入者が告知した内容が事実と相違し、保険契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除となった場合
- 契約者または加入者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなった場合、または、契約者または加入者に保険金を不法に取得する目的があつて、保険契約の全部またはその加入者の部分が無効となった場合
※これらの場合、すでに払い込んだ保険料は返金されません。
- 契約者または加入者が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となった場合
- 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合

その他事例

保険金が支払われる場合または支払われない場合の具体的な事例

▶ P11

[6] 請求時／保険金・給付金をもれなく請求していただくために

- 加入者からの請求に応じて、保険金が支払われますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、団体の事務担当者または後述の「住友生命からのお知らせ」に記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。
- 保険金の支払事由が生じた場合、他の保険契約のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金の支払事由にも該当することがありますので、ご確認ください。

[7] 諸制度／法令等の改正に伴う変更について

公的医療保険制度の改正が行われた場合には、支払事由が変更されることがあります。

*「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。健康保険法・国民健康保険法・国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法・私立学校教職員共済法・船員保険法・高齢者の医療の確保に関する法律

[8] 諸制度／生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入にあたって約束された**保険金額などが削減されることがあります。**
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも保険金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

<生命保険契約者保護機構>

- 電話番号：03-3286-2820
- 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

[9] 諸制度／生命保険協会の「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

[10] 諸制度／契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル（法人サービス室）

0120-357224

【受付時間】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・12月31日～1月3日を除く）

お問い合わせの際には下記証券番号・契約者名、加入者の方は被保険者番号もお伝えください。

- 証券番号： 564000520
- 契約者名： 日本税協連福祉会

申込手続き完了後の各種資料の配付や加入内容の変更・脱退などにつきましては、団体窓口へお問い合わせください。

支払に関する補足説明

契約概要 〈4〉支払われる保険金（保障の内容）に記載の「がん〔悪性新生物〕」「急性心筋梗塞」「脳卒中」「手術」、契約概要 〈5〉保険金の受取人、保険金の請求などに記載の「代理請求人」について、以下のとおり補足説明します。

●対象となるがん〔悪性新生物〕、急性心筋梗塞、脳卒中

<u>がん〔悪性新生物〕</u>	生まれて初めて所定のがん〔悪性新生物〕になったと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。ただし、次の3点は該当しません。 × 上皮内新生物（病変が上皮内に限定しているもの） 例：子宮頸部の上皮内がん・高度異形成・中等度異形成、食道上皮内がん、非浸潤（ひしんじゅん）がん ただし、結腸または直腸の粘膜がんは上皮内新生物には含まず、がん〔悪性新生物〕と同じ取扱いとなります。 × 悪性黒色腫以外の皮膚がん 例：有棘（ゆうきょく）細胞がん・ボーエン病・基底細胞がん、外耳道がん × 加入日から起算して90日以内に診断確定されたがん〔悪性新生物〕
<u>急性心筋梗塞</u>	所定の急性心筋梗塞（※1）により、次のいずれかに該当されたとき。 〈1〉急性心筋梗塞の治療を直接の目的とした公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定められた手術（冠動脈形成術、冠動脈ステント留置術 等）を受けられたとき 〈2〉初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態（※2）が継続したと医師によって診断されたとき （※1）虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞とします。（狭心症等を除きます。） （※2）軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
<u>脳卒中</u>	所定の脳卒中（※3）により、次のいずれかに該当されたとき。 〈1〉脳卒中の治療を直接の目的とした公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定められた手術（頭蓋内血腫除去術 等）を受けられたとき 〈2〉初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、まひ等他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき （※3）くも膜下出血・小脳出血・脳溢血（のういつけつ）・脳動脈瘤破裂・脳出血・脳室出血・脳血管破裂・脳血栓・脳塞栓（のうそくせん）・脳梗塞・小脳梗塞 など

次ページに続く

●手術

対象となる手術は下記をすべて満たすものをいいます。

- 急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とした手術であること
- 公的医療保険制度において保険給付の対象となる、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている手術であること
- 「医療法」に定める日本国内にある病院または診療所およびこれらと同等とみなされる日本国外にある医療施設において受けた手術であること

※将来、公的医療保険制度の改正が行われたときは、保険金の支払事由を変更することがあります。

●代理請求人

○代理請求人は請求時において次に該当する方です。最も先順位の方が請求することができます。なお、同順位の方が2名以上いるときは、いずれか1名が請求してください。

1. 加入者の戸籍上の配偶者
2. 加入者の子（子がいないときは、その直系卑属とします）
3. 加入者の父母
4. 加入者の祖父母
5. 加入者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいないときは甥姪(おいめい)とします）
6. 加入者と同居し、または加入者と生計を一にしている加入者の3親等内の親族
7. 加入者と同居し、または加入者と生計を一にしている前号（6号）に掲げる以外の者
8. 加入者の療養看護に努め、または加入者の財産管理を行っている者
9. その他前2号（7、8号）に掲げる者と同等の特別な事情がある者

○先順位の方がいない場合または保険金を請求できない事情がある場合等は、次順位の方が請求できます。

○代理請求人からの請求に基づいて保険金が支払われた場合、改めて加入者にその旨の連絡は行われません。したがって、保険金が支払われたことについて代理請求人と団体しか知らない状況で、以後の保障が終了することがあります。

○保険金が支払われた後で、加入者から保障内容等について団体および引受保険会社に照会があったときは、保険金が支払われている旨を回答せざるを得ない場合があります。

詳細

支払に関する補足説明のより詳しい内容については、後述の「住友生命からのお知らせ」に記載の住友生命ホームページ『保険金等支払関係の主な約款規定（抜粋）』にも掲載していますので、ご参照ください。

保険金が支払われる場合または 支払われない場合の具体的な事例

事例1 加入日（脳卒中・急性心筋梗塞の場合）

脳卒中と急性心筋梗塞を原因とする3大疾病保険金は、それらの原因となる病気の発病日が、加入日以後の場合に支払われます。

○ 支払われる場合

加入日以後に脳卒中の原因となる病気を発病した場合



加入日以後に脳卒中の原因となる病気を発病し、かつ、脳卒中の治療を直接の目的とした手術を受けられた場合または初診日から起算して60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続していた場合、支払われます。

✕ 支払われない場合

加入日より前に脳卒中の原因となる病気を発病していた場合



脳卒中の治療を直接の目的とした手術を受けられた場合または初診日から起算して60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続していた場合でも、加入日より前に脳卒中の原因となる病気を発病しているため、支払われません。

解説

脳卒中・急性心筋梗塞については、加入日（保障開始日）より前に発生した疾病を原因とする場合には、支払われません。

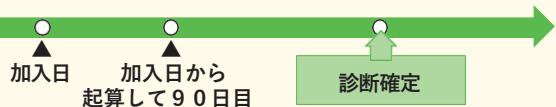
事例2 加入日から90日以内のがん〔悪性新生物〕

がん〔悪性新生物〕を原因とする3大疾病保険金は、加入日から起算して90日経過後に、生まれて初めてがん〔悪性新生物〕と診断確定（※）された場合に支払われます。

※診断確定とは、医師によって「病理組織学的所見（生検）等により診断確定された」ことを指します。

○ 支払われる場合

加入日から起算して90日経過後に生まれて初めてがん〔悪性新生物〕と診断確定された場合



加入日から起算して90日経過後にがん〔悪性新生物〕と診断確定されているため、支払われます。

✕ 支払われない場合

加入日から起算して90日以内に生まれて初めてがん〔悪性新生物〕と診断確定された場合



加入日から起算して90日以内に診断確定されているため、支払われません。

解説

生まれて初めて、がん〔悪性新生物〕になったと診断確定された場合に、3大疾病保険金が支払われます。ただし、加入日（保障開始日）から起算して90日以内に診断確定された場合は支払われません。

事例3 給付対象となるがん〔悪性新生物〕

3大疾病保険金は、がん〔悪性新生物〕、急性心筋梗塞、脳卒中と医師に診断され、約款所定の状態に該当する場合に支払われます。以下では、がん〔悪性新生物〕について説明します。

○ 支払われる場合

「乳がん」と診断され、病理組織診断の結果、**“上皮内新生物以外のがん”**と診断確定された場合

病理組織診断結果

上皮内新生物以外のがん

上皮内新生物以外のがん〔悪性新生物〕ですので、支払われます。

✕ 支払されない場合

「乳がん」と診断され、病理組織診断の結果、**“上皮内新生物”**と診断確定された場合

病理組織診断結果

上皮内新生物

上皮内新生物は約款で**支払対象から除外**されているため、支払われません。

がん〔悪性新生物〕ではあるものの、**悪性黒色腫以外の皮膚がん**と診断確定された場合

病理組織診断結果

悪性黒色腫以外の皮膚がん

悪性黒色腫以外の皮膚がんは約款で**支払対象から除外**されているため、支払われません。

解説

がん〔悪性新生物〕と医師により診断確定され、約款所定の要件に該当した場合には、3大疾病保険金が支払われます。なお、次のがんは支払われません。

- ・上皮内新生物(子宮頸部の上皮内がん・高度異形成・中等度異形成、食道上皮内がん、非浸潤がんなど、病変が上皮内に限定しているものをいいます。ただし、結腸または直腸の粘膜がんは上皮内新生物には含まず、がん〔悪性新生物〕と同じお取扱いとなります)
- ・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん
- ・生まれて初めて診断確定されたがん〔悪性新生物〕でないもの
- ・加入日（保障開始日）から起算して90日以内に診断確定されたもの

ご留意いただきたいケース



支払対象となります。

- 「症状が軽快して退院されている場合」でも、その後の症状の経過によっては、支払対象となる場合があります。

ケース1 急性心筋梗塞

仕事中に突然胸痛が発生、病院で「急性心筋梗塞」の診断を受けましたが、手術施行もなく、その後リハビリを経て軽快退院しました。しかしながら、その後も自宅療養状態が継続し、初診日から60日経過時点でも、「仕事は控えるように」と主治医から指示を受けました。



急性心筋梗塞を発症後、軽快退院したものの、初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、「労働の制限を必要とする状態」が継続したと医師によって診断されたため、支払対象となります。

- 「発症時には支払要件に該当しなかった場合」でも、傷病の再発等により、支払対象となる場合があります。

ケース2 脳卒中

頭痛を発症し、病院で受診したところ「未破裂の脳動脈瘤」があると診断され、入院・手術を経て退院しました。しかしながら、その2年後に脳動脈瘤が破裂したため入院し、発症から60日経過時点でも、「右半身麻痺(まひ)が認められる」と医師に診断されました。



「未破裂脳動脈瘤」については支払対象となる疾病ではないため、支払対象とはなりません。その後の「脳動脈瘤の破裂(=脳出血)」は約款所定の脳卒中に該当し、初診日から起算して60日以上、「まひ」(他覚的な神経学的後遺症)が継続したと医師によって診断されたため、支払対象となります。

- 「発症時には支払要件に該当しなかった場合」でも、傷病の再発等により、支払対象となる場合があります。

ケース3 がん〔悪性新生物〕

不正出血により、病院で受診したところ、「子宮頸がん：上皮内新生物」との診断を受け、13日間の入院・手術を経て退院しました。しかしながら、その2年後に病院で「卵巣がん」と診断され入院し、手術を受けました。



子宮頸がんについては、支払対象外と定められている事項の一つである「上皮内新生物」に該当するため、支払対象とはなりません。その後の「卵巣がん」については、支払対象となります。



支払対象とはなりません。

ケース4 がん〔悪性新生物〕

胸にしこりがあることに気づき、病院で受診したところ乳がんと診断されました。更に精密な検査(病理組織診断)を実施した結果、非浸潤性(ひしんじゅんせい)の乳がん(=がん細胞が乳管の中だけにとどまっている状態)であることが判明しました。



非浸潤性の乳がんは、支払対象外と定められている事項の一つである「上皮内新生物」に該当するため、支払対象とはなりません。

- ・ 上記内容は、代表的なケースとして記載したものです。最終的な支払可否につきましては、約款に基づき決定されます。
- ・ 保険金の支払事由の詳細は約款に定められており、約款所定の条件を満たすことが必要です。

住友生命からのお知らせ

保険金・給付金のご請求もれはございませんか？

この商品以外にも**保険金・給付金**をお受け取りいただける可能性がございます。
ご請求に際してはご請求もれのないよう、**保障内容を十分にご確認**ください！



加入者本人が請求できなくても

保険金をお受け取り

いただける場合があります！

例えば団体3大疾病保障保険では、傷害または疾病によりご請求の意思表示ができない、疾病名の告知を受けていない等により保険金をご請求できないときは、代理請求人が加入者の代理人として保険金をご請求できる場合があります。



保障内容を
ご家族の方等
にお伝えください！



詳細は下記の住友生命ホームページ『団体保険における死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック』に掲載していますので、ご参照ください。

<https://www.sumitomolife.co.jp/corporative/service/step.html>



■保険金・給付金のご請求について

保険金・給付金のご請求は、契約者を通じてのお手続きとなります。

「支払事由」に該当する可能性がある場合は、契約者に申し出てください。

ご不明な点がございましたら、契約者の事務担当者に確認いただくか、以下へお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル(団体保険支払室)

0120-307191

【受付時間】

月曜日～金曜日午前9時～午後5時
(祝日・12月31日～1月3日を除く)

あなたの未来を強くする



住友生命

加入コースと掛金

掛金は、会員事務所の負担となります。掛金は加入者1人あたりの金額であり、会員事務所が負担する金額は加入者全員分の合計額となります。会員事務所単位で加入対象者全員のお申込みが必要です。

内容		保険金						
3大疾病により 所定の条件に 該当されたとき		3大疾病保険金	万円 1000	万円 700	万円 500	万円 300	万円 200	万円 100
概 算 掛 金 月 額 ・ 円	15歳～35歳 H2.11.2～H23.11.1生	男性	1,160	812	580	348	232	116
		女性	1,330	931	665	399	266	133
	36歳～40歳 S60.11.2～H2.11.1生	男性	2,260	1,582	1,130	678	452	226
		女性	3,180	2,226	1,590	954	636	318
	41歳～45歳 S55.11.2～S60.11.1生	男性	2,560	1,792	1,280	768	512	256
		女性	4,080	2,856	2,040	1,224	816	408
	46歳～50歳 S50.11.2～S55.11.1生	男性	4,130	2,891	2,065	1,239	826	413
		女性	4,800	3,360	2,400	1,440	960	480
	51歳～55歳 S45.11.2～S50.11.1生	男性	6,330	4,431	3,165	1,899	1,266	633
		女性	5,990	4,193	2,995	1,797	1,198	599
	56歳～60歳 S40.11.2～S45.11.1生	男性	10,060	7,042	5,030	3,018	2,012	1,006
		女性	7,180	5,026	3,590	2,154	1,436	718
	61歳～65歳 S35.11.2～S40.11.1生	男性	15,200	10,640	7,600	4,560	3,040	1,520
		女性	9,490	6,643	4,745	2,847	1,898	949
	66歳～70歳 S30.11.2～S35.11.1生	男性	22,030	15,421	11,015	6,609	4,406	2,203
		女性	13,300	9,310	6,650	3,990	2,660	1,330
	71歳 S29.11.2～S30.11.1生	男性	27,120	18,984	13,560	8,136	5,424	2,712
		女性	15,950	11,165	7,975	4,785	3,190	1,595
	72歳 S28.11.2～S29.11.1生	男性	29,000	20,300	14,500	8,700	5,800	2,900
		女性	16,900	11,830	8,450	5,070	3,380	1,690
	73歳 S27.11.2～S28.11.1生	男性	30,980	21,686	15,490	9,294	6,196	3,098
		女性	17,900	12,530	8,950	5,370	3,580	1,790
	74歳 S26.11.2～S27.11.1生	男性	33,050	23,135	16,525	9,915	6,610	3,305
		女性	18,940	13,258	9,470	5,682	3,788	1,894
	75歳 S25.11.2～S26.11.1生	男性	35,230	24,661	17,615	10,569	7,046	3,523
		女性	20,020	14,014	10,010	6,006	4,004	2,002
更 新 継 続 加 入 者 用	76歳 S24.11.2～S25.11.1生	男性	37,520	26,264	18,760	11,256	7,504	3,752
		女性	21,150	14,805	10,575	6,345	4,230	2,115
	77歳 S23.11.2～S24.11.1生	男性	39,920	27,944	19,960	11,976	7,984	3,992
		女性	22,330	15,631	11,165	6,699	4,466	2,233
	78歳 S22.11.2～S23.11.1生	男性	42,440	29,708	21,220	12,732	8,488	4,244
		女性	23,560	16,492	11,780	7,068	4,712	2,356
	79歳 S21.11.2～S22.11.1生	男性	45,090	31,563	22,545	13,527	9,018	4,509
		女性	24,830	17,381	12,415	7,449	4,966	2,483
	80歳 S20.11.2～S21.11.1生	男性	47,860	33,502	23,930	14,358	9,572	4,786
		女性	26,160	18,312	13,080	7,848	5,232	2,616



■ **本パンフレットに記載の掛金は概算掛金です。**実際の掛金は申込締切後に確定し、初回から確定掛金が適用されます。

■ **掛金は毎年更新日に見直されます。**

■ 記載の年齢は、保険年齢を使用しています。保険年齢は、更新日現在の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数について6か月を超えるものは切り上げて、6か月以下のものは切り捨てます。

■ 保険料と制度運営費を合算して掛金と記載しています。制度運営費は3大疾病保険金100万円あたり20円です。



加入に際しての留意事項がありますので、必ずご確認ください。

詳細

契約概要

加入に際しての留意事項

▶ P4